

STOP! THE ハッ場ダムニコス



IN 埼玉

No.24 2009.6.3

・ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子

東京地裁の判決は不当！

埼玉は全力を尽くし、ハッ場ダム建設からの撤退を求めていきます！

5月11日、6都県での「ハッ場ダム建設への負担金の支出差止めを求める」住民訴訟の最初の判決が、東京地裁でありました。裁判長は都の負担金は適法とし、原告にとっては残念な結果となり、この不当な判決に対して5月25日に控訴しました。

埼玉をはじめ他県の裁判への影響は未知ですが、埼玉訴訟は勝訴に向けて全力を尽します。

第21回裁判が5月13日さいたま地裁がありました。今回は口頭弁論のみで、次回は原告側から準備書面の提出予定です。証人尋問の採否もここで出される見込みです。第22回裁判期日は6月17日（水）午前11時さいたま地裁105号法廷です。ぜひ傍聴をお願いします。

また、5月13日には埼玉の会「総会」も埼玉会館にて開催しました。2008年の活動報告及び決算報告と2009年の活動方針及び予算案が出席者の拍手で承認され、ムダなハッ場ダム建設からの撤退を求め、学習会の開催や広報の充実をして行くことを確認しました。「ハッ場ダムと私たちの暮らしとの関係の具体的な情報を！」という意見も出されました。より身近にハッ場ダム問題が考えられるよう各市町村の住民一人当たりの負担する国税と県税や水道料金などを提示するなど、今後は学習会やニュース・ブログ等での情報発信を進めていきたいと思っています。また、「ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会」の県議3名（秦氏、北村氏、中島氏）から今後の取り組みを含めご挨拶をいただきました。

総会終了後には、写真家大西暢夫さんから「ダムの村を訪ね歩いて」というテーマで、講演をしていただきました。ダム計画のある日本中の土地を訪ねて、撮りためた写真と村のお年寄りとの会話など、もう無くなってしまった暮らしがそこには息づいており、貴重な写真の数々とお話をしました。国のダム計画により人生をも変えざるを得ない深刻さを映像と共に聞き、やり場のない怒りがこみ上げてきました。近日、大西さんのやさしい人柄で素晴らしい写真となつた岐阜県徳山村で暮らす住民の写真集が発行されます。写真や映像で日本のダム問題を考えるきっかけなってくれたらと最後に締めくくりました。

皆さんと一緒にダム問題を考え、ムダな公共事業からの撤退を働きかけていきましょう！

(大高文子)

第 21 回口頭弁論期日のご報告

弁護士

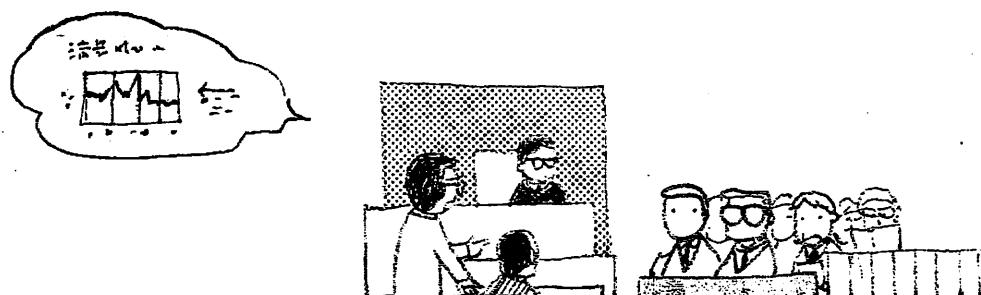
野本夏生

ハッ場ダム埼玉訴訟は、5月13日水曜日の午後2時から、口頭弁論期日がひらかされました。

今回の期日では、被告埼玉県側から準備書面（18）が提出されました。前回、私たちは、「維持流量」、「正常流量」、「取水制限流量」という3つの概念が栗橋地点における確保流量設定の際にどのような意味を持っているのかを明らかにするよう被告に求めました。今回の被告準備書面（18）は、この求釈明に対する回答となっているのですが、いくつかの不可解な事実が新たにわかつてきました。例えば、①「正常流量」には支川流入量が項目として入ってくるのに対し、「確保流量」と「取水制限流量」ではこれが考慮されていないとか、②既設ダムの開発流量が「正常流量」と「取水制限流量」とでは異なる数値が用いられているといった点です。被告および国土交通省は、“3つの流量概念は機能・役割を異にするから、これらを相互に比較して論じても意味がない”と言うのですが、「維持流量」「正常流量」「取水制限流量」という3つの流量概念は、役割は異にすることはいえ、それぞれ重要な意味を持つものですから、同じ項目がある流量概念では考慮され、別の流量概念では捨象されるということはあってはならないことだと考えられます。この流量概念の不合理さについては、次回、準備書面にまとめて主張する予定です。

先日、ハッ場ダム訴訟のうち、先頭を走っていた東京訴訟で全面敗訴の判決が下されました。1都5県の中でも“水余り”が顕著な東京で敗訴という結果となったのは大変な痛手ではあります。しかし、6地域のどこかで勝利をすればダム建設を止めることができます。進行が遅れている埼玉訴訟ですが、殿（シンガリ）としてしっかり闘わなければなりません。

次回期日においては、いよいよ証人の採用、証拠調べ期日の指定が行われることが予想されます。ぜひ、皆さまの傍聴をお願いします。次回は、6月17日水曜日午前11時からとなっています。



八ヶ場ダム東京地裁判決について

・・・司法が「行政の下僕」の典型的な判決・・・

河登一郎

1. 4年半前に1都5県でいっせいに提起した「八ヶ場ダムを止める」住民訴訟の最初の判決が、5月11日に東京地裁で言い渡されました。東京地裁で一番広い103号法廷を埋め尽くした原告/傍聴者の前で言い渡された判決は、一部「却下」、その他は「棄却」でした。ほぼ完全な原告敗訴です。
2. 100ページを超える判決文を要約することは簡単ではありませんが、ポイントは、
 - (1) 被告（東京都他）弁護士が主張した「門前払い」（ダムが必要か否かは政策判断だから住民訴訟にはなじまないと実質審議に入らない）にはせず、実質審議の形は取りました。
 - (2) しかし、実質審議したとは言っても判決理由を読むと、被告側の主張はほぼ鵜呑みにして認めている反面、原告側の主張は都職員が回答できなかった論証でも「論拠として不充分」と切り捨てています。典型的な「行政寄り」判決です。
3. 判決は、良くも悪くも裁判長の価値観と人生観で決まります。今回の判決文を書いた裁判長の経歴を見ると、東京地裁の前は最高裁行政局第1課長、今回の移動後は同じく最高裁事務総局情報政策課長です。西川伸一明治大学教授の名著「裁判をしない裁判官」を読むと、最高裁には「最高裁事務総局」という部局があり、そこでは<エリート>といわれる<裁判をしない裁判官>たちが、全国にある裁判所や裁判官の人事・組織などを管理しており、さらに法務省を中心として行政各省との人事交流を行っています。
4. 日本国憲法では、立法；行政；司法の三権が分立して「国のかたち」を形作っており、お互いにチェック機能を果たしながらより公正な政治を行う建前になっていますが、このような現実を見れば、行政訴訟において多くの裁判官が行政寄りの判決をしている背景が良く分ります。別言すれば、司法が行政の応援団に<なり下がって>いると言えます。
5. しかし私は、今回の判決が逆に面白い展開の発火点になるのではないか、とひそかに期待しています。その理由は、この判決を書いた裁判長にとって本件は最初から「結論ありき」ですから、原告側の問題提起を一つ一つまじめに検証せず、行政が苦し紛れに書いた主張をほぼ鵜呑みにする反面、原告側の緻密な積み上げを<論拠不十分>として切り捨てているので、論理的な弱点が多いはずだからです。原告側の優秀な弁護士諸兄

姉を心から応援しましょう。

6. もう一つの権力である「行政」が、多くの場面で腐敗しきっていることはもう隠しようもありません。地方自治体の首長を経験されて国会議員になられた方は少なくありませんが、〈中央は一体どうなっているのだ〉と怒り狂っておられます。〈官僚のやりたい放題天国〉ではないか。某野党議員の発言から；

- (1) 税金ムダ使い放題：実態は国民の想像をはるかに超えています。
- (2) 天下りし放題：公益法人・特殊法人への天下り批判をかわして無数に作った「独立行政法人」で從来以上の無法が行われています。
- (3) 情報隠し放題：「廃棄した」「紛失した」「存在せず」「確認できない」「個人の私的メモ」・・・重要な情報がなんとたくさん国民の目から隠されていることか。
- (4) 法律を捻じ曲げ放題：法律で規定した理念を、政省令で勝手に逸脱している。

7. 「政治」を変えましょう。政治は国民が本気になれば自分達で変えられます。もちろん「政権交替」しても効率の良い・クリーンでオープンな政治が一挙に実現するほど甘くはないでしょう。しかし、替えることは最低必要条件です。オープンでクリーンな社会を実現するためには、政治の世界でも〈公正な競争〉が不可欠です。さらに、「永田町」内での勢力争いよりもっと重要なことは、「永田町=政治=有権者=国民」が「霞ヶ関=官僚権力」から国と税金を取り戻すことだと思っています。

以上

■最近の新聞から

▼読売新聞群馬版 2009年5月12日

「治水・利水とも効果」

ハッ場訴訟 東京地裁

地元や県は安堵



国が霞ヶ関で進む「河川整備」建設に東京都が負担額を主出ししているが、表立つては「か石原慎太郎都知事の名前」で、清水敏子代表訴訟で東京地裁・第一審裁判部は11日、「支出は違法とは言えない」として、訴えを提起したの最終的に起訴された住民訴訟で初の司法判断だ。ただけで、市民団体は訴えを認めた。一方で、原告側は訴えを認めず、またの開催を求めていた地元や輿論部は胸をなでおろした。

肩落とす市民団体

この度やよいきが起き、東京高裁に控訴した。原告側は都内オミテを表明した。清水敏子代表は「勝てると思っていましたが、結果は、無駄遣い司法の立場で負けた。行政問題をめぐらしてはせず、無事に終われるかなと思いつつ、公私両方を鼓舞する心地よい勝ちだ」と、の上位は予判する声明を読みせた。

前橋は来月26日判決

また、同様の訴訟を前橋市で起こしている八八事件を引き受けさせた際、馬の主の浦野幹代委嘱され、訴訟では審理官の視点をもつておこなった。そこで、トッピングする時、勝てば市に影響を与えるが、敗れると市に影響を与えるが、敗れた場合を見られない判決だ。

そこで、原告側は、東京高裁に控訴した。清水敏子代表は「勝てると思っていましたが、結果は、無駄遣い司法の立場で負けた。行政問題をめぐらしてはせず、無事に終われるかなと思いつつ、公私両方を鼓舞する心地よい勝ちだ」と、の上位は予判する声明を読みせた。

▼朝日新聞群馬版 2009年5月12日 火曜日 享年

八ツ場ダム判決

「無駄な事業を奨励

「國が十二箇所ある、うち八箇所（近畿の八箇所）」（近畿の八箇所）、「近畿の八箇所」とは、近畿の東北地方に位置する八箇所を指す。近畿の八箇所は、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、滋賀県、三重県、福井県である。近畿の八箇所は、近畿の主要な都市や地域を構成する重要な地域である。

「ほんのうど」、原稿數字
が過大な水需要予測や根拠の
算出方法に疑問がある。一方で、農
業・園芸の地下水利用、牧場地帯の
開拓開拓がひどい事が驚
かしい。堅田の東京地裁の上
訴前より、原井共議院の女性
が「不当取扱」の點を指す。
吉井二郎の提案以来、巡回
の実績を重ねた。原井側
は過度の地下水利用と牧場開拓
による水不足を指摘する。

「今さら意味ない」地元は複雑
複雑の由々「開港地にハラ
港タマの手定醜聞事件」、日
田が建設工事が続いた「水没
手定港の建設が終ったが地
域だけ大騒ぎのマクシム」、
ベルターナーがおおむね「地元の
造説が進む「田舎の由」」を示す
たむか「港の道筋」、「ガガ」、
ガガ」と、この複雑の由々に看
事の複雑を示す、「た
地元は複雑の三層構造で、手定
港の開港地にハラ、原
田が建設工事が続いた「水没
手定港の建設が終ったが地
域だけ大騒ぎのマクシム」、
ベルターナーがおおむね「地元の
造説が進む「田舎の由」」を示す
たむか「港の道筋」、「ガガ」、
ガガ」と、この複雑の由々に看
事の複雑を示す、「た

①「不当判決」の旗を前に悔しがる原告=東京地裁轟八ツ場ダムの予定地周辺では、付け替え道路の建設工事が進んでいる三井野原町

「國の機密」の如きは、眞に國の機密である。」

● インフォメーション

次回、第22回裁判の傍聴に来て下さい！

6月17日(水)午前11時～



さいたま地裁 105号法廷

●裁判終了後、近くの埼玉総合法律事務所で弁護士さんか

ら裁判内容の説明があります。 そちらにも、どうぞご参加ください。

—前橋地裁判決(6/26)を前に一八ッ場ダムをストップさせる群馬の会集会

日時：6月12日(金)午後2時～ 会場：群馬県庁昭和庁舎35会議室(前橋)

内容：八ッ場ダム問題全般について(鳴津暉之)／八ッ場ダムが群馬県財政に及ぼす影響について(群馬県議の後藤勝己)／その他、生活再建支援法案、東京判決等

■茨城の判決日が決まりました。6月30日(火)午後1時5分 水戸地裁にて

シンポジウム

～ダムに負けない村～ 第三弾

～八ッ場から地域の再生を考える～

日時：7月20日(月・祝)午後1時～4時30分 会場：群馬社会福祉総合センター8階
大ホール 登壇者：宮本博司、加藤登紀子、牧山明ほか コーディネーター：森まゆみ

参加費：500円 主催：八ッ場あしたの会

ストップ八ッ場ダム千葉集会(仮題)

日 時：7月25日(土)

午後3時30分～5時30分

場 所：きぼーる会議室

(京成千葉中央駅から徒歩5分)

内 容：・基調講演

青山貞一さん

(東京都市大学環境情報学部教授)

・今後の裁判の展望、その他

会費納入のお願い



よろしくお願い致します

2009年度分(1～12月)

会費：2,000円

郵便振込先/

00180-2-334064

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局：さいたま市浦和区北浦和5-15-41-221 大高 方 TEL&FAX：048-831-4891

★八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会 <http://yambasaitama.blog38.fc2.com/>

★八ッ場ダム訴 <http://yamba.sakura.ne.jp> ★八ッ場あしたの会 <http://www.yamba-net.org>